

特 集

SDGs の促進と核兵器禁止条約

創価大学平和問題研究所 所長 玉 井 秀 樹

核兵器禁止条約の採択から3年を経て本年（2021年）1月に同条約が発効しました。2022年には第1回の締約国会議の開催が予定されており、核兵器禁止という規範をどのように履行していくのかが問われています。

核兵器禁止条約では、核兵器のない安全保障を実現できるか否かは「すべての人類の安全保障」（security of all humanity）の問題であるとの思想を示しています。この思想は、「持続可能な開発目標」（SDGs）の思想—「すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を發揮することができることを確保すること」—と、いわば人類の生き残りの戦略目標という点で通底しているのではないのでしょうか。

核軍縮に向け重要な年となった本年、設立45周年を迎える創価大学平和問題研究所では、前述のような観点から、核兵器禁止条約が実効性を高め、核軍縮をすすめる力となるためにどのような取り組みが必要かを検討する連続セミナーを開催することとしました。

今回、国内平和研究所の代表をはじめとした識者にその知見をうかがう機会を設けることができました。御協力いただいた明治学院大学国際平和研究所・高原孝生所長、長崎大学核兵器廃絶研究センター・吉田文彦センター長、広島大学平和センター・川野徳幸センター長、広島市立大広島平和研究所・大芝亮所長に深く感謝申し上げます。たいへんにありがとうございました。

創価大学の掲げる生命の尊厳に基づく人間主義という理念からすれば、非人

道の極みとも言うべき核兵器の廃絶は最も重要な問題のひとつであります。当研究所としても人間主義という観点から核兵器の問題を取り上げてきました。近年では、2016年に研究所設立40周年記念シンポジウム「人間の安全保障の追求と核廃絶の取り組み」を開催しており、今回の連続セミナーは、当研究所の「人間の安全保障とSDGs」プロジェクトの一環という位置づけもあります。

セミナーでは講師の先生方の御研究に即してお話をさせていただくこととなりますが、当研究所としては以下のような問題意識をもって臨んでいきたいと考えています。

第一に、核兵器禁止条約の実効化（核兵器廃絶への取り組み）がSDGsと密接に連携する普遍的目標であることを検証し、核兵器廃絶のためのグローバル・パートナーシップの促進（核兵器禁止条約加盟国の拡大）は国際規範に合致する正当な行為であることを確認していきたい。

第二に、核兵器の使用が非人道的結果、地球生態系への破壊的影響をもたらすのみならず、核兵器システムを維持（開発）し続けることがもたらす非人道的結果を考えれば、核兵器が人類の生き残りの戦略としてのSDGsと両立しえないものであるということを検証し、「人間の安全保障」／「すべての人類の安全保障」（security of all humanity）の実現につながる「核兵器のない安全保障」政策を構想していきたい。

第三に、核兵器廃絶を確実にするために核兵器禁止条約の実効化をどのようにすすめるかを検討したい。とりわけ、NPTとTPNWの補完性の検証、条約履行の検証体制、核武装なき安全保障体制、といった核兵器保有国及びその同盟国の「安全保障上の懸念」を払拭するための論理と行動を開発していきたい。これに関連して、日本の条約参加に向けた方途を考えていきたい。例えば、広島・長崎の被爆者がその健康被害や差別を克服するための努力を重ねてきた貴重な経験と成果を条約第6条（被害者に対する援助及び環境の回復）履行に活かすといった「貢献」の在り方を考えていきたい。

核兵器禁止条約は地道ではあっても確かに国際規範として浸透しつつある一方で、これを強く否定する核保有国とその同盟国では、核兵器の効力を再評価し、核抑止政策を強化しようとする傾向が強まっています。例えば、2019年に

『「核の忘却」の終わり ― 核兵器復権の時代』を発表した秋山信将教授は、同書で「核兵器の法的禁止を求める動きが、核兵器国などの強力的な反対にもかかわらず条約（TPNW）の成立にまで至ったことは、核兵器をめぐる世界の分裂が深まり、議論の収斂が困難になりつつあることを示唆する」との懸念を示しています¹⁾。

核兵器禁止条約採択の翌年、2018年の第73回国連総会で核兵器国が共同声明を発表し²⁾、「それ（核兵器禁止条約）は1発の核兵器の廃棄すらもたらさない」、「我々はこの条約を支持しないし、署名や批准をしない」と言い放ったことにも「対立」の深さが見て取れます。

このような核兵器国の意向を支持しているのが日本を含めた同盟国などです。日本は「核兵器のない世界をめざす」としながら核兵器禁止条約に参加しないことを表明しているわけですが、そのことが核兵器廃絶をめざす人々に少なからぬ失望をもたらしています。以下に核兵器禁止条約に関する政府答弁書の内容を確認したいと思います。このロジックですと核攻撃などの脅威がなくなる限り核抑止政策から抜け出すことはできないことになり、やはり抜本的な思考転換が必要とされるように思います。

核兵器禁止条約に関する政府答弁書³⁾ (2020年10月2日)

我が国は、核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標は共有している。一方、同条約は、その交渉に当たりいずれの核兵器国等の参加も得られず、また、現実の国際社会における安全保障の観点を踏まえて作成されたものとはいえ、核兵器国のみならず、核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られていない。現実の国際社会においては、いまだ核戦力を含む大規模な軍事力が存在しており、そのような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要である。我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であると考えている。同条約に署名しないのは、同条約の考え方がこうした

我が国の立場とは異なるものであるためである。

先ほど紹介した『「核の忘却」の終わり』の編者の一人でもある高橋杉雄氏は「核兵器の使用の可能性を極限まで小さくするために核抑止力が現実として必要であり、かつそれが機能しているという現実を受け入れた上で、核抑止力の論理と両立する軍縮の論理を提示していくことが、日本の核軍縮の専門家には求められよう⁴⁾」と提言されていますが、抑止論からの脱却なくして非核世界を実現することは極めて困難なように思われます。

現在の核管理体制＝核不拡散体制は核抑止を認めるものであり、「それゆえに」と言ってもよいと思いますけれども「不拡散」の綻びによって核保有国を増やしてしまっています。さらに「実効性」のある抑止のためには「使うことを前提とした核配備」が必要であるとするのが核抑止政策の合理的な結論になるということを見ると、やはり核兵器がある限りそれはいつ使用されるかわからないという危険なのだとおぼろげに言わざるを得ません。結局、核抑止論者を納得させる政策には「核なき世界」への展望がないのではないかと思います。

私たちは「核なき世界」をめざすうえで国際規範としての条約の意義に注目していきたいと考えています。例えば、1996年の国際司法裁判所による「核兵器の合法性に関する勧告的意見」は一般的に「核兵器は人道法に反する」との判断とみなされていますが、正確には「核兵器の使用あるいは使用すると威嚇は人道法の原則及び規則に一般に違反するであろう」ということであって、「国家の存亡のかかった自衛の極端な状況」における核兵器の使用の是非については示さず、したがって核兵器の存在の可否の判断も示していません。核兵器を禁止すべきという規範にはならないものと思います。

ところで、核兵器でしか対処できないような状況とはどのような状況なのでしょう。私には核兵器による攻撃の脅威にさらされたとき以外に思い当たりません。また、「戦略的安定性」ということが重要視されますが、核抑止はそのような安定性を生み出すものなのでしょうか。先ほども申し上げましたが、核抑止の実効性向上を追求することで核使用の可能性を高めるという矛盾を抱える政策です。さらには、軍事技術の著しい変化がもたらす AI 兵器の使用や

サイバー攻撃という状況のなかで核兵器の意味が大きく変わっていくということもあるでしょう。

このような時代状況を考えると、核兵器依存からの脱却がより重要になってきているのであり、核兵器禁止という「規範的アプローチ」と核兵器に依存しない安全保障の創造という「安全保障アプローチ」を補完させることでそれが可能になるだろうと思います。

核兵器は禁止されるべきという規範を支える根拠には「核兵器システムの非安全性」ということがあると思います。核兵器禁止条約で示されている通り、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の帰結をもたらす」危険とともに、「核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険」の問題は極めて重要です。条約に列挙されているように「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害」、「先住民に対する核兵器活動の不均衡な影響」、「核兵器：核物質の生産サイクルの危険性」をなくすためには、核兵器システムそのものを排していくしかありません。

核兵器の危険性に取り組むためには核物質の危険性についても考えることが必要です。核物質のサイクルにおける「アップストリーム（上流）」とされる「ウラン採掘・濃縮・加工」というプロセスから、「ダウンストリーム（下流）」とされる「再処理・廃物処理・処分」という全過程を無害化する大変困難な課題を考える必要があります。

これはあまりにも乱暴な言い方になってしまいますが、核軍縮・核兵器の廃絶は技術的にはそれほど難しいことではないように思います。要は核爆弾をミサイルから取り外して移動できないようにする、あるいは起爆装置を外して爆発をさせないようにすればよいわけです。しかし、核兵器を使用不能にしたとしても放射性物質は残されてしまいます。そして、私たち人類は自ら生み出したこの猛毒のゴミを処理する能力がないという深刻な問題を抱えているのです。

今回の連続セミナーではこうしたすべての課題をカバーするわけではありませんが、講師の先生方から貴重な知見をうかがい、また討論者との議論をもつ

てその理解を深めていくことができると思います。講師、討論の先生方に重ねて御礼申し上げ、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

注

- 1) 秋山信将／高橋杉雄 編『「核の忘却」の終わり ― 核兵器復権の時代』勁草書房 2019年 p.234
- 2) ‘P5 Joint Statement on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons’
<https://www.gov.uk/government/news/p5-joint-statement-on-the-treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons>
- 3) 核兵器禁止条約に関する政府答弁書
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/202/toup/t202044.pdf>
- 4) 秋山信将／高橋杉雄、前掲。p.249